一　当該措置により取得する株式等（他の会社の株式若しくは持分又は外国法人の株式、持分若しくはこれらに類似するものをいう。）又は譲り受ける事業若しくは資産の代価として支払われる金銭の額

二　手数料その他当該株式等、事業又は資産の取得のために要する費用がある場合には、その費用の額

（特別事業再編における経済産業省令で定める指標）

第四条の三　法第二条第十二項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

第六条　削除

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

一　［略］

二　支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

三・四　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第二十二項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十四項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）

第十条　法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

［新設］

（先端設備等の定義）

第六条　法第二条第十八項の産業競争力の強化に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、国内において事業の用に供するものであって、リース契約の対象となる設備、機器又は装置の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難なものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するものとする。

（認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十三項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援事業が記載された創業支援事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

一　［略］

二　支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間

三・四　［略］

（特定創業支援事業）

第八条　法第二条第二十五項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十七項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）

第十条　法第十七条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］